

地域貢献型電柱広告の協定を締結

■ 産業課商工観光係 内線 413

観光情報や町の事業を電柱に

町と東電タウンプランニング株式会社群馬総支社(尾島 勇総支社長)は6月18日、役場大会議室で地域貢献型電柱広告の協定を結びました。



茂原町長(左)と尾島総支社長

地域貢献型電柱とは

電柱広告を利用する地元企業の協力を得て、観光施設や町が実施する事業などの案内を電柱に表示し、町を訪れる観光客や町民の皆さんなどに周知を図るものです。

掲出場所

国道や県道沿いに設置されている東京電力の電柱で、町が指定する場所

掲出内容

国指定名勝 楽山園

掲出時期

広告主が決まり次第順次

電柱広告デザイン(例)

「国指定名勝 楽山園」を表示し、観光客へのPRと誘導を目的とします。



募集広告面

広告掲載主を募集!

趣旨に賛同し、ご協力いただける広告主を募集しています。

問合せ先

東電タウンプランニング株式会社
群馬総支社
☎0120(559)108

脳トレニングリーダー養成講座を開催

■ にこにこ甘楽 ☎(67)7655 健康課地域包括支援センター 内線 621

地域の介護予防活動のリーダーに

町は元気・活躍シニア地域支援合い活動支援事業として、公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団と連携し、脳トレニングリーダー養成講座を初めて開催しました。

これは、福祉施設やおたっしや会などでのボランティア活動に役立つため、高齢者が楽しみながら脳を鍛え、レクリエーションを活用した脳トレニングの手法と



考えることで脳を刺激するレクリエーションを体験

その効果を学ぶことを目的としています。

同講座は6月19・26日の2日間、にこにこ甘楽で行われ、介護予防サポーターなど43人が受講しました。



体を動かし声を出して脳を活性化

講師の県レクリエーション協会理事長の稲山宏一さんから脳と体を使って楽しく行う脳トレニングの手法を学びました。受講者の皆さんには、今後、脳トレニングリーダーとしての活動が期待されます。

国民年金保険料の免除・猶予制度のお知らせ

■ 住民課住民係 内線264

国民年金保険料の納付が困難なときは

免除・猶予の申請手続きを

保険料の全部

または一部を免除

国民年金には、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請して承認を受けることに

より、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。制度をご利用いただく場合は本人・配偶者などの前年の所得を基準に審査が行われます。

申請は毎年必要です

ただし、全額免除および納付猶予については、翌年度以降分も継続申請することができません（失業などによる理由を除く）。

今まで全額免除または納付猶予の承認を受けていて継続申請をしていない人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が終了しています。引き続き免除などを希望する場合は忘れずに申請してください。

● 保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

● 保険料の免除や猶予を受けた期間は、全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくな

ります。このため、10年以内であれば保険料を納付（追納）することができます。

● 平成30年度の免除などの対象期間は、平成30年7月から平成31年6月までです。申請日から最大2年1カ月前までについてもさかのぼって申請することができます。

● 申請書にマイナンバーの記載が必要になりました。なお、平成31年1月から別世帯配偶者のマイナンバーの記載も必要になります。

◎ 手続きに必要なもの

- ・ 年金手帳
- ・ マイナンバーのわかるもの
- ・ 認め印
- ・ 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し（失業中の場合）
- ・ 学生証の写し（表・裏両面）または在学証明書（学生の場合）

☆保険料の免除制度は4種類

免除制度	納付保険料月額	将来の年金額の計算
全額免除	—	免除された期間の年金額は2分の1として計算
4分の3免除	4,090円	免除された期間の年金額は8分の5として計算
半額免除	8,170円	免除された期間の年金額は4分の3として計算
4分の1免除	12,260円	免除された期間の年金額は8分の7として計算

☆保険料の猶予制度

納付猶予制度	50歳未満(※)の人の保険料納付が猶予されます。本人・配偶者の前年の所得で審査します。 ※平成28年7月から対象が「30歳未満」から「50歳未満」へと拡大されました。
学生納付特例制度	学生の人々の保険料納付が猶予されます。本人の前年の所得で審査します。

青少推



一人より みんなで食べると
いつまでも 家族のぬくもり
おいしいね
たいせつに

（福島小6年 本郷由希乃）
（新屋小5年 三木陽太）

甘菜町青少年育成推進員連絡協議会が
平成29年度に募集した「家庭の日」標語の
優秀賞作品です。（学年は29年度・敬称略）

毎月
第1日曜日
家庭の日

介護保険負担割合証が新しくなります

■ にこにこ甘楽 ☎ (67) 7655

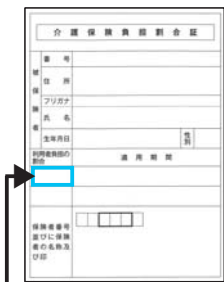
健康課介護保険係 内線 621・622

8月から介護サービスの利用者の負担割合が見直されます

介護サービスを利用する場合は、費用の一定割合を利用者の皆さんに負担していただいています。

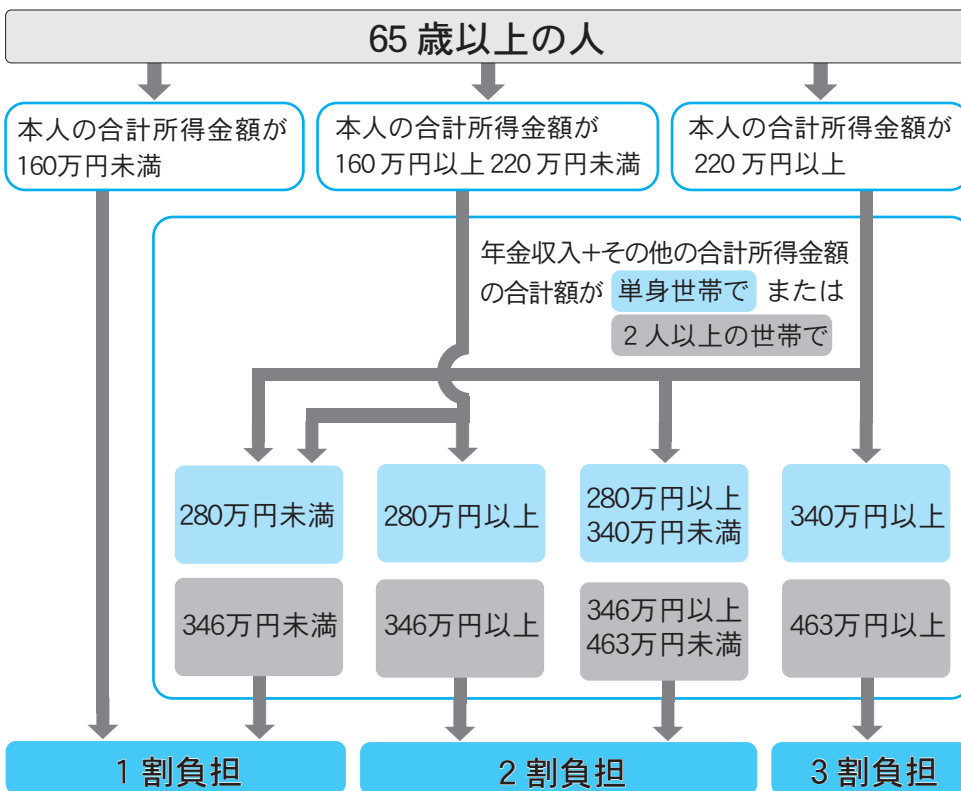
この利用者負担割合については、これまで1割または一定以上の所得のある人は2割としていましたが、平成30年8月から65歳以上の人(1号被保険者)であって、現役並みの所得のある人には費用の3割を負担していただくこととなります(下表のとおり)。

現在利用している介護保険負担割合証の有効期限は7月末までです。新しい負担割合証は7月下旬に郵送します。8月からは新しい負担割合証をご利用ください。

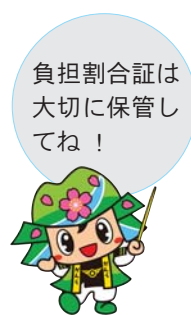


自己負担割合が記載されています

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)、町民税非課税の人、生活保護受給者は1割負担です



熱中症にご注意！ 7～8月がピークです

のどの渇きを感じる前にこまめに水分補給しましょう。
 まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！
 特に高齢者や子どもに気を配り、予防を呼びかけ合いましょう。
 節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください！気温や湿度の高い日は、無理な節電はせずに扇風機などを使用しましょう。



室内でもおこる熱中症。湿度の高い日は注意が必要です

救急医療を守るために

緊急を要しない人の救急外来受診や医師不足が年々深刻化しています。本来に必要なときに、必要な医療を安心して受けられるように、今、私たちにできることを考えてみましょう。

救急医療とは

救急医療は単なる時間外診療ではなく、急病時のためのものです。

通常診療時間内の診療行為と違い、治療は応急処置に限られるうえに必ずしも専門医がいるわけではないため、検査にも限界があります。

また、処方される薬も救急では必要最小限の量になります。専門的な治療を希望される場合は、昼間の診療時間内の受診をお願いします。
自分の都合を優先した、コンビニ感覚での利用はやめましょう。

救急外来での診察内容

- ◆ 応急処置が中心です(専門的な治療を行う体制ではありません)。
- ◆ 詳しい検査はできません。
- ◆ 処方される薬は原則的に通常診療が始まるまでの必要最小限の日数分になります。

「もしも」のときの医療を守るために

医療機関へ受診するときは、

- ① 昼間の診療時間内に受診する
- ② 本来に必要なときに救急医療機関を利用する
- ③ かかりつけ医を持つ

ことを普段から心掛け、実践するようにしましょう。

No! コンビニ受診

次のような理由での救急外来の受診はやめましょう

- ☑ 待ち時間が短そうだから
- ☑ 日中は仕事があって受診できなかったから



子どもの症状で判断に迷ったときは

群馬こども救急相談 ☎#8000

専門のスタッフがすぐに医療機関にかかるべきかをアドバイスします。

月～土曜日 午後6時～翌日午前8時

日曜日、祝日・休日、年末年始 午前8時～翌日午前8時

■問合せ先

公立富岡総合病院医療情報課受付係

☎0274(63)2111(代表)